主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人畑山実の上告趣意は、憲法三七条違反をいうが、裁判書の訴訟当事者等の記載をいかにするかは、憲法三七条とは直接関係のない事項であるから、所論は前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年六月八日

最高裁判所第二小法廷

夫	_	本	栗	裁判長裁判官
一郎	喜	塚	大	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官